

山梨県教育支援委員会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県教育支援委員会開催要綱に基づき、山梨県教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(意見を求める事項及び手続き)

第2条 支援委員会の委員は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案した総合的な判断に関する事。
 - (2) 就学及び転学に係る市町村教育委員会等と保護者の意見が一致しない場合の調整に関する事。
- 2 市町村教育委員会は、別紙第1号様式により、管轄する教育事務所を経由し、教育委員会に助言を依頼することができる。
- 3 県立特別支援学校長は、別紙第2号様式により、県教育委員会に助言を依頼することができる。
- 4 教育長は、前2項による依頼の内容について、支援委員会に情報の提供を依頼することができる。
- 5 教育長の依頼を受けた支援委員会は、別紙第3号様式により、県教育委員会に対して必要な情報の提供を行う。

(構成員)

第3条 支援委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

大学教授（教育学）、保育・療育関係者、こころの発達総合支援センター所長、あけぼの医療センター所長、児童相談所長、総合教育センター所長、特別支援学校長

(委員以外の者の出席)

第4条 開催要綱第4条5項に規定する医学、心理学、教育学等の専門的知識を有する者は、次に掲げる者とする。

大学教授(心理学)、整形外科医、小児科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、児童精神科医、小児神経科医、歯科医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、その他会長が必要と認めた者

(調査員)

第5条 教育長は、特に必要があると認める場合は、調査員を依頼することができる。

- 2 調査員は、山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課職員、県総合教育センター職員、特別支援学校特別支援教育コーディネーター等の中から依頼する。
- 3 調査員は、支援委員会から依頼があった調査事項に対して、調査及び資料の収集を行い、支援委員会に報告する。

附 則

この要項は、平成26年9月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。